

戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、住宅の脱炭素化を促進し、住宅市場の脱炭素化に寄与することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、（1）住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）となる戸建住宅の新築・改修、（2）ZEHとなる戸建住宅に蓄電池の導入、を以ってCO2削減を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 個人

イ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

（4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 間接補助事業から得られた情報の取りまとめ、分析及びZEHに関する広報活動
- キ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第16条並びに第17条に準じた事項並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択結果については、定期的に環境省地球環境局長に報告を行うものとする

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書等の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後の2年間の期間について、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書等を環境省が指定する者に定期的に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第10号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、

平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業	ZEHの要件を満たした戸建住宅を新築・改修する事業	設備費（補助対象事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用）および工事費（補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費）	補助事業者が必要と認めた額	定額（60万円）
	ZEHの要件を満たした戸建住宅を新築・改修する事業に蓄電池を導入する事業	設備費（補助対象事業を行うために必要な設備等の購入に要する経費）	補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 初期実効容量1kWhあたり2万円</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費のうち補助事業者が必要と認めた額の3分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 20万円/台</p> <p>エ アの額、イにより算出された額およびウの額のいずれか少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

令和 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 化支援事業) に係る翌
年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金(戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H)
化支援事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間にお
いて、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、そ
の必要性が認められるので、戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E
H) 化支援事業実施要領第3 (11) の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始 する必要性

3. 参考資料